

施策評価シート（評価対象年度：令和元年度）

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	3 就労・支援体制の充実	② 施策番号	4411
③ まちづくりの方向〔政策（章）〕	2 みんなが健やかで、みんなが助け合うまち		
④ 基本施策〔施策大（節）〕	3 みんなで支えあう福祉のまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	4 生活困窮者福祉の充実		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
健康福祉部	生活福祉課		

2. 施策の現状把握

〔1〕施策の対象・意図

① 施策の対象（誰、何に対して施策を実施するのか）	生活困窮者自立支援事業の相談支援の対象者で、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者
② 意図（対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか）	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことにより、就労し自らの収入で生活をする。
③ 環境（この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか）	近年、生活保護受給者が増加する中で、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。）について、早期に支援を行い、自立の促進を図るため、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立した。これに伴い、福祉事務所設置自治体は、平成27年4月から本法に基づいた取組を実施する責務があるため、本事業を計画する。 また、生活保護受給者には、生活保護制度を見直し被保護者就労支援事業を必須とし、就労意欲の醸成及び就労による生活保護からの早期自立を図ることとしている。

〔2〕施策指標及び推移

施策指標（成果指標）		単位	指標とした理由・考え方
①	就労者数	人	雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことにより、就労し自らの収入で生活できることを目標にしている。
	計算式		
②			
	計算式		
③			
	計算式		

	指標名	単位		H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	備考
①	就労者数	人	目標値						
			実績値	0	3	4	—	—	
			達成率						
②			目標値						
			実績値						
			達成率						
③			目標値						
			実績値						
			達成率						

〔3〕施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標					総事業費（千円）			事務事業評価結果		重点化
		指標名	単位	H30実績	R1実績	R2見込	H30実績	R1実績	R2見込	総合評価	今後の方向性	
1	就労準備支援事業	就労者数	人	3	4	—	8,507	8,700	8,821	A	ア	◎
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	1						8,507	8,700	8,821			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	生活保護に至る前段階の困窮者に対し、就労に就くための知識及び能力の向上のための訓練を実施し、就労自立の助長を図ることにより、生活保護を受給せず、自立した生活を送ることができる。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	早期支援による自立促進を計ることができる。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	本事業については、業務委託により実施しているところであるが、生活困窮者の発見については、身近な地域での協力も不可欠なため、今後もフォーマルのみならず、インフォーマルな地域資源開発及び利用が必要と考える。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	福祉事務所設置自治体任意事業であり、就労への支援として必要であるため、適正である。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	就業が著しく困難な生活困窮者に対して、生活自立、社会自立、就労自立など、相談者に応じて必要な知識及び能力向上のための訓練を行うことにより就労に結び付け、自らの収入による生活するという目標は、生活困窮者自立支援法の目指すことであるため、最重要であると考ええる。

4. 一次評価(所管課評価)

一次評価	評価(A～D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	A	制度の周知が進んだことにより支援対象者数を多く掘り起こすことができているが、最終的に就労による自立した生活へつなげた人数は少ないため、さらに就労支援への強化が必要と考える。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	—
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	生活困窮者自立支援法に基づく本事業は平成27年度より新たにスタートした事業であり、その実績等が明確に本事業の目的に適切に実行されているか判断しがたい部分があり、そのため国においても法施行後3年目での本事業の見直しを本法律に盛り込んでおり、国での本事業の見直しを注視していく必要がある。
中長期的対応 (3～5年をめどに取り組む改善案)	—

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

二次評価	評価(A～D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	就労支援への取組による就労につながる展開が適切に行われている。 施策展開にあたり国の動向に注視しつつ継続して取組を進められたい。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある